



特集

一斉改選を考える



一斉改選まで、あと9か月。

新任委員を迎える前に、

現在行っている活動の

断捨離[®]をしよう！
だんしゃり

そして、新任委員へ

活動のやりがいや必要性を

伝えていこう。

「断捨離[®]」は、やました ひでこ氏の登録商標です。本誌では、使用許諾を頂いた上で使用しています。

1 特集 ……P 2～11

① 一斉改選を考える ……P 2・3
活動の断捨離[®]をしよう

② 活動の断捨離[®]+やりがい・必要性 ……P 4～8

③ 60分でできる実践活動検討 ……P 9～11

④ 一斉改選までの手続き ……P 12～15

2 平成31年度県民児協 事業計画・予算 ……P 16～19

お知らせ ……P 20
編集後記

本誌の統一
表記

「民生委員児童委員、主任児童委員」を「民生委員」、「社会福祉協議会」を「社協」、「全国民生委員児童委員連合会」を「全民児連」、「全国社会福祉協議会」を「全社協」と表記。

一斉改選を考える

だんしやり

断捨離[®]をしよう

活動の

民生委員の役割である「把握する・見守る・つなぐ」。

そして、基本的な活動である「相談」と「自立の支援」。

こうした役割や活動の中、

普段行っている活動に疑問を感じたことはありませんか？

この活動は、どのように行うのだろうか？

この活動は、どこまで担うべきなのだろうか？

そもそも、なぜ民生委員が行うのだろうか？

一つひとつの活動を整理し、

一斉改選後に加わる新任委員へ

説明できるようにしていきます。

皆さんは、「民生委員になってよかった」と感じていますか？

平成28年、全児連が実施した「全国モニター調査（概要は下記参照）」結果によると、（県内回答者の）約65%の委員が「民生委員になってよかった」と回答しています。

その反面、一斉改選の都度、「なり手不足

（継続性も含む）」が新聞紙面に登場するほど、全国的な課題にもなっています。

なぜ、民生委員になったことに、一定の充足感を抱く委員が多い一方、継続することにながらないのでしょうか？

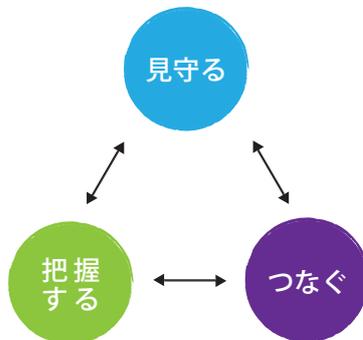
もちろん、報告書等の中でも、環境の整備をはじめ、様々な事柄が挙げられてはい

民生委員の3つの役割と、本来の活動を踏まえて

民生委員の基本的な役割は、右図の通り、「①把握すること、②見守ること、③つなぐこと」です。

そして、この役割に沿って、本来の活動である「個別の相談と自立の援助」を、地区民児協として、また担当区域の中で進めていく必要があります。

民生委員の役割と本来の活動を踏まえて、現在行っている活動の内容や優先順位について再確認してみましょう。



1 一斉改選を考える 活動の断捨離®をしよう

るものの、委員個人においては、もっとより身近なところに要因があるように思われます。

本会では、一斉改選時はもちろん、その他の年も欠員補充に対応する形で「新任委員」を対象とした研修会を開催しています。

この研修会の際、本会の大野会長が毎回次のような話をします。

「大変だけど、やりがいがある」という委員がいる一方、「やりがいがあるけど、大変だ」という方もいる。この2つの言葉は、似ているようにだが、意味は大きく異なる。ぜひ「大変だけど、やりがいがある」という心持ちで活動してほしい。
(要約・抜粋)

確かに、この2つの言葉、民生委員活動への向き合い方は大きく異なります。

委員の継続性につながらないのは、「大変さ」を上回る「やりがい」を見つけたことができていないという面があるのではないのでしょうか。

訪問した時、「ありがとう、また来てね」と再訪を期待する高齢者からの言葉。子育てサロンへ来る乳幼児の笑顔にふれあえること……委員一人ひとりに何か一つでも心の拠り所となるものがあるかないかで、大

きく活動への向き合い方が変わってくるように思えます。

自らの意思で、自らが希望した活動を実践するその他のボランティアと比べ、民生委員は職務も活動する範囲や内容も、一定の制約の中で行うこととなります。そこが強みでもあり、時として「やりがい」を見つけたり伝えたりすることが難しい点でもあります。

委員一人ひとりで異なる「やりがい」をどう深めるのか。どう新任委員に伝えていくのかを、地区民児協として考えていく必要があります。

その中で、現在あたり前になっている一つひとつ活動を整理しながら、「どこにやりがいがあるのか?」「本当に行う必要があるのか?」という点の共通認識を持ち、またその一方で新任委員へきちんと説明することができない活動は、活動を休廃止する「断捨離®」を行っていく必要もあります。

そこで、本号では、活動の整理も含めた「断捨離®」を特集します。(右頁下の)民生委員本来の活動や役割を踏まえ、P4〜11までを活用して、皆さんの地区民児協や自身の活動の「断捨離®」を試してみてください。また、P12からは2019年12月1日の一斉改選までの流れや手続きなどをご紹介します。

Q 委員活動のやりがいや喜びを感じる時 (複数回答・回答者の上位3項目を集計)

項目	%
1 支援した人に喜ばれた時・感謝された時	69.5%
2 その人(世帯)が抱える課題(困りごと)が解決した時	43.8%
3 要支援者から頼りにされた時	36.8%
4 民生委員同士で仲間ができた時	34.3%
5 福祉についての自分自身の理解が深まった時	21.5%

Q 民生委員となったことを「どう感じるか」

項目	%
1 良かった	49.3%
2 どちらともいえない	23.4%
3 とても良かった	15.8%
4 少し後悔している	7.1%
5 とても後悔している	1.6%
無回答	2.8%

参考資料

本誌第75号・P3抜粋・再掲

民生委員制度創設100周年記念 全国モニター調査結果(抜粋)

(概要)

標記調査における「都道府県・指定都市別集計表」より、千葉県集計結果(千葉市除く)のみ抜粋。また、抜粋項目は、民生委員個人の活動及び意識に関する調査項目より選択。

(モニター調査の概要)

●実施平成28年7~9月／●調査対象:全委員23万1,551人(主任児童委員含む)／●県内回答者6,585人(全国回答数20万7,750人、回収率86.7%)

活動の断捨離[®]

+

やりがい・必要性

基本的な役割である「把握する・見守る・つなぐ」。

この役割を中心に活動をしていくとしても、

どこまで民生委員が担うべきなのか？

現在行っている活動も、大切な地域福祉活動。

ただ、民生委員でなければいけないのだろうか？

新任委員を迎える前に、**地区民児協**で話し合いながら、

活動の断捨離[®]を試みよう！

断捨離[®]の手順

STEP 1 現在行っている活動(名)を書き出す。(委員個人)

現在行っている地区民児協としての活動や、担当区域内の活動を書き出してください。

STEP 2 書き出した活動を、図に記入する。(委員個人)

「やりがい」・「必要性」を考えながら、活動の番号を、図の中に記入してください。

STEP 3 「断捨離[®]」を考える。(委員個人または複数人)

STEP 2 で記入した図を見ながら、皆さんと今後の活動について話し合ってみましょう。

2 活動の断捨離[®]+やりがい・必要性

断捨離[®]とは？

「断捨離[®]」という言葉の意味について、辞書には次のようにあります。

断捨離[®]

モノへの執着を捨て不要なモノを減らすことにより、生活の質の向上・心の平穩・運氣向上などを得ようとする考え方のこと。(中略)断捨離はヨガの「断行・捨行・離行」から生まれた言葉で、「断」は入ってくると要らないモノを断つこと、「捨」は家にあるガラクタを捨てること、「離」はモノへの執着から離れることを表す。(後略)

出典:コトバンク(引用・抜粋)

右でいう「不要なモノを減らし、(活動の)質の向上を目指す」という「断捨離[®]」に加え、その前段階で行う「要・不要なモノの整理や、その共通認識」というものも、あわせて考えていきたいと思えます。

やりがいと必要性

長年、民生委員活動をしていると、また代々受け継がれてきた活動をしていると、例えば、「①なぜ、この活動を行うのか?」、「②ずっとこの方法だけ

ど、もっと効率的な方法はないか?」、「③活動の負担が特定の委員に偏っていないか」という点などが、見えづらくなってくることもあります。

さらに、活動の整理もままならない中で、次々と舞い込んでくる行政や社協からの依頼事項をこなすことで精一杯という話もよく耳にします。

行政や社協との関係性を考慮することも大切ですが、皆さんの地区民児協です。この機会に、皆さんで一つひとつの活動について話し合いながら再点検をし、自主性を持った活動とその環境づくりを考えてみましょう。

なぜ、この活動を行うのか。同じ活動でも、人によっては「やりがいが大きい」のかもしれないし、「必要性が高い」と感じているからかもしれない。こうした違いを話し合うことは、活動への理解度を深めることにもつながりますし、時には「断捨離[®]」する(べき)モノが出てくるかもしれません。

ここでは、一つひとつの活動を「やりがい」と「必要性」という点から整理し、「断捨離[®]」を進めていきたいと思えます。

下記STEPを活用し、これから加わる新任委員の皆さんに、きちんと説明できるようにしていきたい。

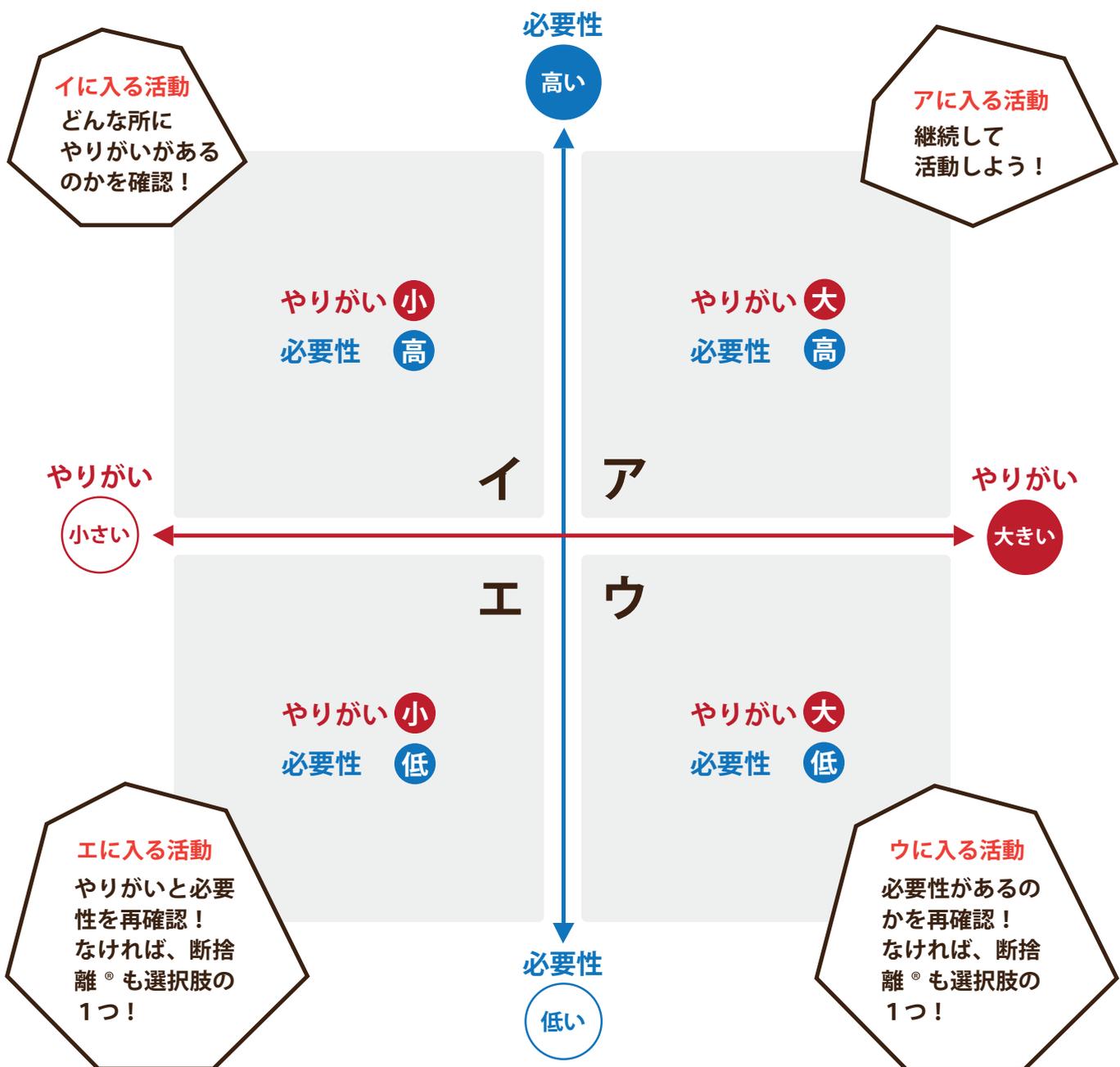
STEP 1 現在行っている活動(名)を書き出す。(委員個人)

例のように、活動名を記入してください。あわせて、活動ごとに、番号(①～)も記入してください。

番号	活動名	番号	活動名	番号	活動名	番号	活動名
例①	友愛訪問						
例②	子育てサロン						
例③	啓発チラシ配付						

STEP 2 書き出した活動を、図に記入する。(委員個人)

- 1 下図は、「やりがい」と「必要性」を図表化するための散布図(例)です。
- 2 STEP 1で書き出した活動の番号(①～)を、下図を参考に、左頁の図に記入してください。
- 3 この時、一つひとつの活動が、これまでの経験上で①(横軸)「やりがい」が大きいか小さいか、②(縦軸)「必要性」が高いか低いかを考えて、ア～エのいずれかのエリアに番号を記入します。
- 4 また、例えば同じ「ア」のエリアの中でも、より「やりがいが多く、必要性が高い」活動はより右上に、それほどではない場合は真ん中・中央寄りに記入するなどして活動を整理していきましょう。



2 活動の断捨離[®]+ やりがい・必要性

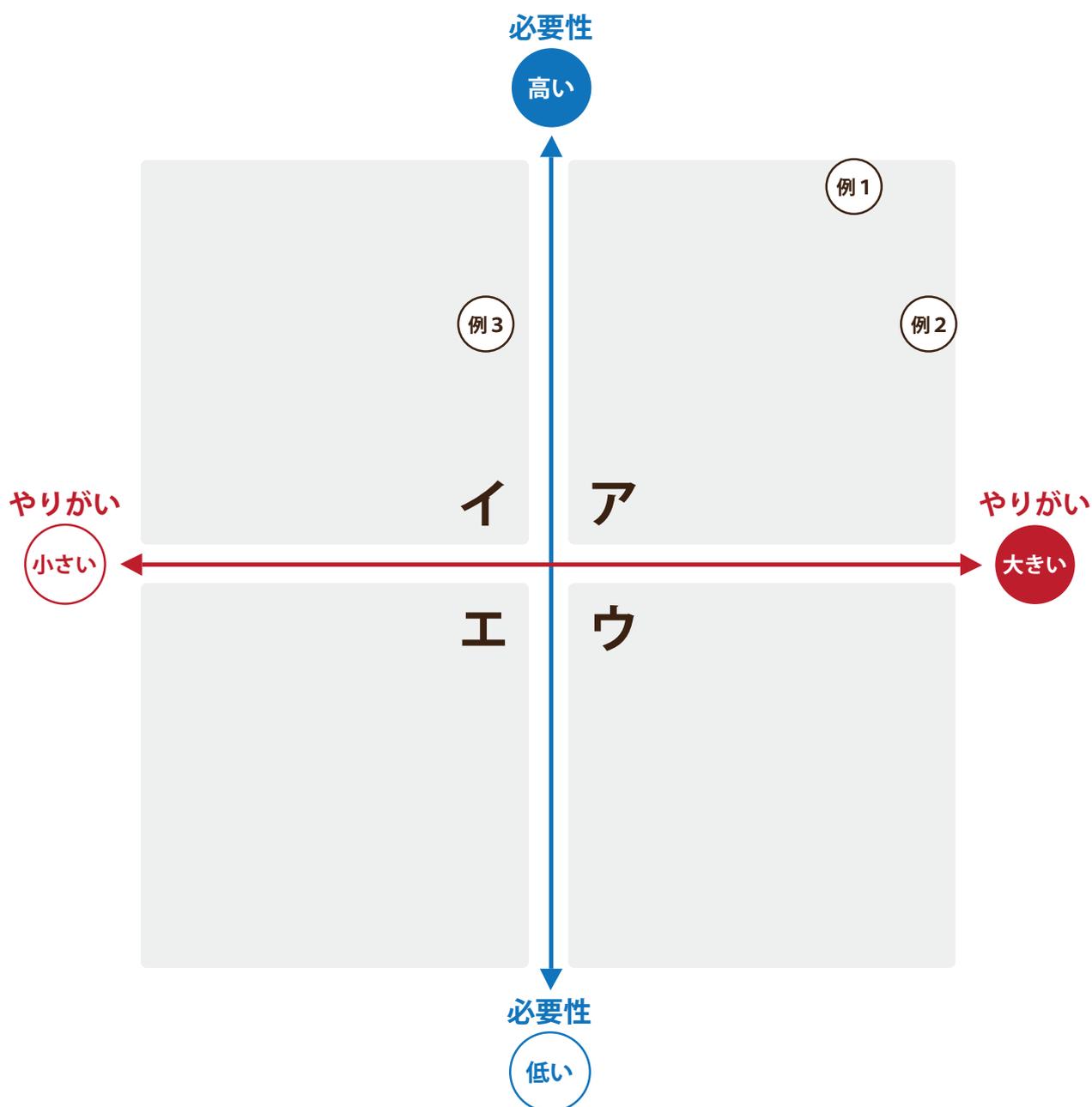
記入例

P 5のSTEP 1に記入した記入例1～3を、下図に記入してみました。

記入例を参考に、STEP 1に記入した自身の活動の番号を記入してみましょう。

- | | | |
|----|----------|--|
| 例1 | 友愛訪問 | 民生委員の基本的な活動は、個別の相談や自立支援。「必要性」も高いと思うし、訪問を心待ちにしてくれている高齢者もいるので「やりがい」もある。 |
| 例2 | 子育てサロン | 子どもの笑顔を見られるだけで幸せ！ 来館者には好評だけど、来る人はいつも同じで来てほしい人が来ない。どこまで必要とされているのか考える時がある。 |
| 例3 | 啓発チラシの配付 | 訪問するためのよいきっかけ作りにもなるので、ある程度必要だとは思いますが、何でもかんでも民生委員が行う必要があるのか？ と疑問に感じる。 |

※あくまで県民児協事務局による記入例です。



STEP 3 「断捨離[®]」を考える。(委員個人または複数人)

STEP 2では、それぞれの活動ごとに、「やりがい」と「必要性」を考え、散布図を作成しました。

ここでは、「ア～エ」の各エリアごとに、どのようにやりがいを増やしていくのか、どのように必要性を高めていくのかについて考えてみましょう。そして、「やりがい」や「必要性」を確認したら、新任委員へきちんと伝えられるように書き出してみましょう。

注意点

「断捨離[®]」を行う際（下記ウ又はエの場合）は、地区民児協の中で共通認識を持つ必要があります。個人で活動を行う・行わないという判断はしないようにしましょう。

ア

継続して活動していきましょう。どのような点に「やりがい」や「必要性」を感じているのかを書き出してみ、周りの人や新任委員へ伝えるようにしましょう。

イ

「必要性は感じているものの、やりがいが小さい」（左上の）エリアです。
「やりがいが大きい」と感じている人に、どのような点に「やりがい」を感じているのかを聞きながら、皆さんで「ア」のエリアに行く（やりがい作りの）方法を考えてみましょう。

ウ

「やりがいは感じているものの、必要性が低い」（右下の）エリアです。
「必要性が高い」と感じている人に、どのような点に「必要性」を感じているのかを聞きながら、皆さんで「ア」のエリアに行く（必要性を再確認する）方法を考えてみましょう。
きちんと、新任委員に説明できる「必要性」がなければ、「断捨離[®]」も選択肢の1つです。

エ

「やりがいも小さく、必要性も低い」（左下の）エリアです。
本当に、この活動を行う「やりがい」や「必要性」があるのか、あらためて確認する必要があります。きちんと、新任委員に説明できる「やりがい」や「必要性」がなければ、「断捨離[®]」も選択肢の1つです。

特集
3

一斉改選を考える

60分でできる 実践活動検討

～事例から断捨離[®]を考える～

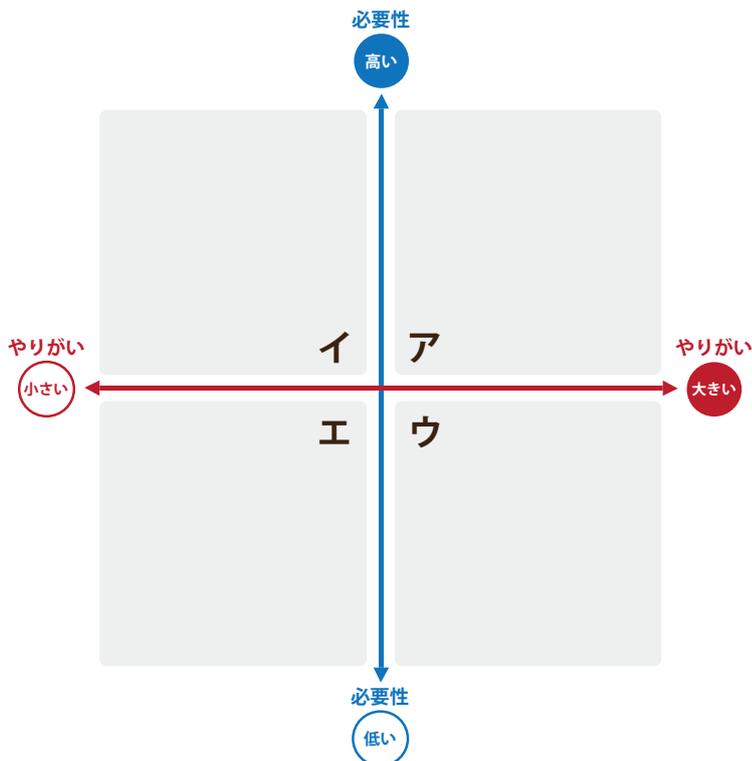
このコーナーは、定例会などの場で、皆さんで話し合いをしていただくための検討事例を掲載しています。

下記（P 9）には、皆さんが経験した事例を自由に記入し、散布図を元に、「やりがい」や「必要性」について話し合ってみてください。

また、P 10・11 には2つの（架空の）事例をご用意しましたので、地区民児協で共通認識を持つためにご活用ください。

事例タイトル

（事例の概況を記入）



STEP 1

皆さんで経験した事例を、上記「事例の概況」に記入してください。

また、その事例は、自身にとって散布図（ア～エ）のどこに該当しますか？

散布図に記入してみましょう。

STEP 2

関係機関との連携も含めて、よりやりがいや必要性を高める方法を、皆さんで話し合ってみましょう。

エピソード1

ゴミ屋敷で生活している住民

状況

一人暮らしの80歳代の女性。地域包括支援センター等の訪問は拒み続けている。
民生委員の訪問には、時折ドアを開けるが、「大丈夫です」「心配いりません」といった返事をするのみ。髪の毛は伸び放題だし、部屋はゴミや排泄物があふれていて悪臭もひどい。

※ P10・11 に登場するA・B・C・Dさんは民生委員です。

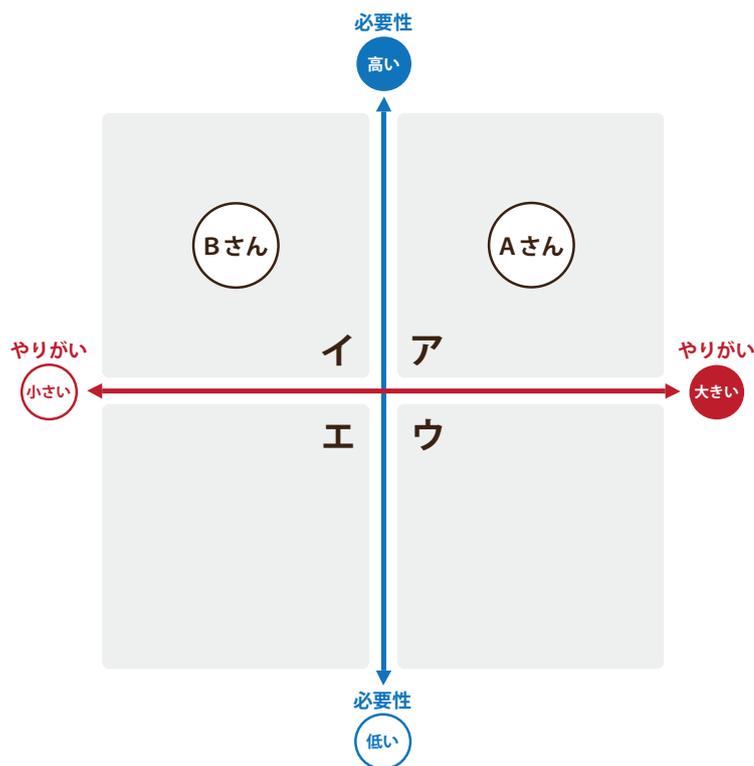
A委員の意見

見守るという姿勢で向き合うのであれば、可能な限り訪問を試みて生活状況の把握や声かけを繰り返すことから、打開策が見えてくるように思う。

B委員の意見

そもそも、こちらの対応にも拒否感を抱いているし、しつこく訪問を繰り返すのは逆効果ではないかと思う。

何より、そこまで生活に立ち入らなくてはならないのか？ 何らかの形で関わったほうがよいと思うが、今は専門職に任せたいほうがいい。



STEP 1

A委員とB委員の意見を散布図に記すと、右上のようになります。この「状況」の場合、皆さん自身（の判断）では、どのエリア（ア～エ）に該当すると思いますか？

STEP 2

- STEP1を踏まえ、「やりがい」と「必要性」について話し合ってみましょう。
- 関係機関との連携も含めて、よりやりがいや必要性を高める方法を、皆さんで話し合ってみましょう。

エピソード2

どこまで関わればよいのだろうか？

状況

高齢者や子育て家庭向けサロン活動、在宅福祉サービスに関連した支援、地域の住民宅への訪問活動、行政や社協、学校関係者との会合、各種研修会への参加、通学路での見守り活動、調査の実施協力など、幅の広がりを見せる民生委員活動。どこまで関わればよいのだろうか。

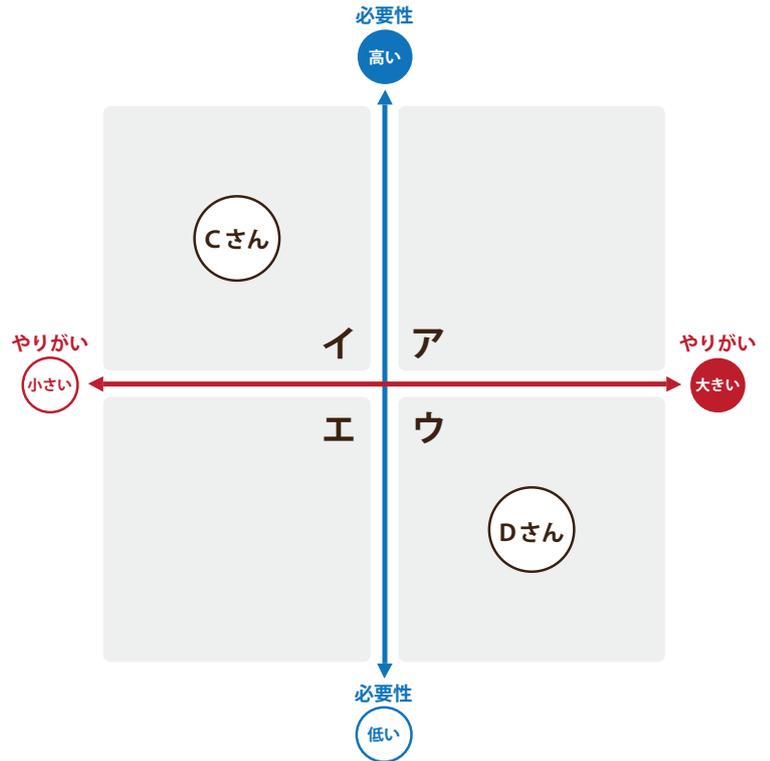
C委員の意見

たしかに、活動も多いし、その準備も大変。自分の時間も削られる。

ただ、厚生労働大臣から委嘱を受け、民生委員を引き受けた以上は職務を担う責任があると思う。

D委員の意見

地域住民にとって頼りになる隣人、そのような気持ちで向き合っていきたいのに、このままでは多忙さが原因となって燃え尽きてしまうかもしれない。やりがいは感じているが、民生委員はあくまでボランティアなんだから。



STEP 1

C委員とD委員の意見を散布図に記すと、右上のようになります。この「状況」の場合、皆さん自身（の判断）では、どのエリア（ア～エ）に該当すると思いますか？
※1つひとつの活動でもいいですし、民生委員活動全体のことでOK

STEP 2

- ① STEP1を踏まえ、「やりがい」と「必要性」について話し合ってみましょう。
- ② 関係機関との連携も含めて、よりやりがいや必要性を高める方法を、皆さんで話し合ってみましょう。

2019年12月の一斉改選に向けて、千葉県及び中核市（船橋市・柏市）が予定する現時点でのスケジュールです。

この内容は、「ちば民児協だより第69号（H27.11月発行）」を再構成のうえ、作成しています。

実際の手続き等と異なる場合がありますので、参考程度にご覧ください。

編集協力 | 千葉県健康福祉指導課、船橋市地域福祉課（市民児協事務局）、柏市社協（前同）

特集
4

一斉改選を考える

一斉改選までの 手続き

平成 30 年

10月

定数基準（参酌基準）を通知（厚生労働省→都道府県・指定都市・中核市）

厚生労働省は、都道府県・指定都市・中核市あてに、2019年12月の一斉改選に向けた定数基準（参酌基準）を通知。（※厚生労働省の定数基準（参酌基準）は、P14参照）

11月～

意向調査（市町村→現・民生委員） ※船橋市は2・3月開催

市町村行政は、現任委員に対して継続・退任の意向を確認。早い市町村だと、昨年10月から開始しているところもあるが、年末から4・5月頃にかけて行うところが多い。

12月末

定数・区域調査（千葉県→市町村）

千葉県は、51の市町村行政（政令市・中核市を除く）に「定数配置希望調査」を依頼。この回答締切は、平成31年2月中旬。

その後、千葉県では、市町村からの要望を踏まえ、2019年6月に予定される定例県議会において民生委員の定数を定めている「民生委員の定数を定める条例」改正案を諮り7月中旬に定数を決定する。同月下旬には、市町村に決定した定数を通知する予定。

中核市である船橋市では、平成30年7月に増員等調査を行い、各地区からの要望を踏まえ、平成31年3月の船橋市市議会第1回定例会で定数改正案を審議。同じく中核市である柏市では、平成31年2月に定数調査を行う。

なお、この「定数配置希望調査」とあわせて、単位民児協の区域調査も実施されている。（詳細はP14参照）

定数に関する条例について

平成25年6月に成立した第3次分権一括法を受けて、平成26年4月1日より、民生委員の定数は各都道府県・指定都市・中核市の条例で定めることになりました。

これを受けて、千葉県及び中核市（船橋市・柏市）では、民生委員の定数を定める条例を平成27年4月1日に施行しました。

4 一斉改選までの手続き

平成31年(予定)

3月

推薦事務等のスケジュールを通知 (厚生労働省→都道府県・指定都市・中核市)

厚生労働省は、都道府県・指定都市・中核市あてに、12月の一斉改選に向けた定数報告書や推薦事務等に係る調書の提出期限などを通知。

3月
4月

管内の各種要件を設定 (千葉県→市町村、中核市(船橋市・柏市)→町会・自治会等)

千葉県と中核市(船橋市・柏市)では、それぞれ管内の諸要件や事務スケジュールを設定。千葉県の場合、改選年度の4月に51の市町村行政担当者を集め、委員の推薦に関する説明会を開催している。この推薦締切は8月上旬を予定。

4月
5月
6月

地区説明会・民生委員推薦準備会の開催(任意)(市町村・中核市(船橋市・柏市))

各市町村では、一斉改選や欠員補充時に、候補者の審議を行う「民生委員推薦会」を設置しているが、この前段階で「地区説明会」や「民生委員推薦準備会(下記※)」を開催しているところもある。中核市や早い市町村では、2・3月から町会・自治会・区長等に対する「地区説明会」を実施し、推薦に関する協力依頼とあわせて、一連のスケジュールや諸要件等を説明している。(※船橋市は5月下旬～8月上旬)

また、市町村内で一定の地域別(例:学校区等)に組織される「民生委員推薦準備会」は、「民生委員推薦会」へ委員候補者を報告することがその役割だが、任意による設置のため、設置方法や構成、役割、設置の有無等は市町村により異なる。

6月
7月

民生委員推薦会の開催(市町村・中核市(船橋市・柏市)) ※船橋市は8月下旬開催

各市町村は、管内の各地区から挙げられてきた候補者を各要件等に基づき審議。

8月

委員候補者の推薦(市町村長→千葉県知事)

市町村長は、8月上旬を目処に、千葉県知事に管内委員候補者を推薦。

9月

県・中核市社会福祉審議会(民生委員審査専門分科会)の開催

(千葉県知事・中核市(船橋市・柏市)長→厚生労働大臣)

千葉県では、各市町村からの推薦を受けて、千葉県知事が「社会福祉審議会 民生委員審査専門分科会」に諮問。この審議会の答申をもって、厚生労働大臣へ推薦する。

中核市(船橋市・柏市)では、民生委員推薦会からの推薦を受けて、中核市長が「社会福祉審議会 民生委員審査専門分科会」に諮問。その後は千葉県と同じ。

厚生労働大臣への推薦は、千葉県・中核市(船橋市・柏市)ともに、9月中に行う。

11月
下旬

委嘱決定(厚生労働大臣→千葉県知事→市町村長、厚生労働大臣→中核市(船橋市・柏市)長)

厚生労働大臣は、千葉県知事・中核市(船橋市・柏市)長へ委嘱決定を通知。

一斉改選
ごとに

地区民児協の 定数と担当区域も見直す!?

定数配置希望調査とは？

一斉改選ごとに、千葉県から各市町村行政に対して、地区民児協内に何名の民生委員を配置するのか、その意向調査である「定数配置希望調査」が行われているのはご存知でしょうか？

この基準となる「定数基準」は、平成30年10月、厚生労働省から各都道府県・指定都市・中核市あてに下段左の参酌基準が示されています。

本調査は、この定数基準をもとに、各区域の諸条件（人口・面積・地理的条件・世帯構成等）を勘案し、住民への適切な支援が行えるよう、あらためて実情に即した定数を設定するためのものです。

すでに昨年末に、千葉県から市町村行政には調査の依頼が出されており、その締切は2月中旬とされています。

市町村行政では、担当区域の広さや地理的条件、これまでの歴史的な経緯等も踏まえて、次期改選後の配置を考えています。

もし、自身の担当する区域の変更があった場合、住民にとっては相談する委員が変更することにつながります。

また、行政区や地区社協の活動域と

の整合性、他地区との調整等が必要とする場合があるということも踏まえておく必要があるでしょう。

また、変更されるかどうかかわからない場合は、市町村行政に問い合わせるとよいでしょう。

千葉県では、市町村行政からの定数の配置希望を受けて、2019年6月に開催される定例議会に「民生委員の定数を定める条例」改正案を上げのうえ、7月中には県内各市町村の定数を決定する予定です。（施行は12月1日）

この調査とあわせて、「単位民児協の区域調査」も行われています。

これは、地区別の委員数や人口、一人当たりの担当世帯数を調査するもので、単位民児協間の境界変更や単位民児協の新設・統廃合をする場合も、この調査で回答する必要があります。

この3年間のうちで、大幅に人口が増加したところなどでは、単位民児協の新設を予定するところもあると聞いています。定数配置とあわせて、この「単位民児協の区域調査」の結果についても確認しておきましょう。

定数基準（参酌基準）

左表は、厚生労働省が示す2019年12月の一斉改選時の定数基準（参酌基準）です。

平成25年に制定された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、民生委員法第4条に基づく定数基準が「従うべき基準」から「参酌基準」に改正され、千葉県及び中核市（船橋市・柏市）では、それぞれ条例で定数を定めています。

(2)主任児童委員

民児協の規模	定数
民生委員・児童委員の定数39人以下	2名
民生委員・児童委員の定数40人以上	3名

※上表「民児協の規模」には、主任児童委員の定数を含まません。

(1)区域担当

中核市を含む人口10万人以上の市	170～360世帯に1名（県内15市・中核市含む）
人口10万人未満の市	120～280世帯に1名（県内21市）
町 村	70～200世帯に1名（県内17町村）



なぜ、一斉改選は12月1日？

戦後の 委嘱期間

昭和 21 年 民生委員令 … 2 年
昭和 23 年 民生委員法 … (委嘱された日から) 3 年 ※委員間で異なることも
昭和 28 年 民生委員法改正 … 3 年 ※この時から「一斉」に改選

一斉改選日は、民生委員法が改正された昭和 28 年以降、変わらずに「12 月 1 日」とされています。この改正民生委員法の附則第 3 項には、次のような経過規定があります。

「3 この法律の施行の際現に民生委員の職にある者の任期は、第十条の規定にかかわらず、昭和二十八年十一月三十日までとする。(以降、略)」(※上記に記載される「第十条」とは、任期 3 年を定めている規定を指します)

この法改正(昭和 28 年)直前の改選は、昭和 26 年 7 月に実施されています。この時の任期も 3 年。本来であれば、3 年後の昭和 29 年 7 月に次期改選が行われるはずでした。

しかし、昭和 28 年 8 月 1 日に公布(一部を除き同日施行)された改正民生委員法の施行を早めたことから、同年 12 月 1 日に改選が前倒しされたというのがこの期日になった経緯です。

また、この法改正により「一斉」に全民生委員の改選をすることになりました。それまでも任期満了に伴う改選は行われていましたが、欠員補充等の中途委嘱者は「委嘱日から 3 年」とされていたため、委員間で委嘱期間にズレが生じていました。こうした委嘱のズレに伴う煩雑な事務を避けるためというのが理由として挙げられています。

その後、この委嘱日については、民生委員側からも何度か意見が出されています。

そのいくつかをご紹介しますと、昭和 34 年、全社協から国に対して、「12 月は年末で繁忙期で

あり、新任委員への訓練等を考慮すると、7 月 1 日とすることが望ましい」旨の要望が出されています。

また、近年では、平成 19 年に開催された全民児連の評議員会でも、委嘱日に関する意見が交わされました。

こうした議論はあるものの、いずれの時も、現行のままよいという判断がなされています。

その他、国民からの質問に、国の諸官庁が回答する「国政モニター」にも、一斉改選時期の見直しに関する質問が寄せられたことがあります。

その質問の要旨は、「年度始めとなる 4 月 1 日に行った方が、事務の引き継ぎ、役員改選、予算執行等がスムーズにいくので民生委員が活動しやすいのではないか」というものでした。

これに対し、厚生労働省は、「(要旨) 民生委員活動は、福祉事務所をはじめとする関係機関と連携を図りながら、住民に対する援助を行っているため、民生委員と行政担当者等が同時期に異動することは、支援の継続性に支障が生じるおそれがあり、また住民も 4 月 1 日に生活環境が変わることが多いため、住民の生活実態を把握するのにも支障が生じることも考えられる」という趣旨の回答をしています。

平成 29 年に、民生委員制度は、「済世顧問制度」の創設から数えて 100 周年を迎えました。次の 100 年に向けて、今後も継続して、「活動しやすい環境づくり」の一環として考えていくテーマの一つといえるでしょう。

2

平成31年度 県民児協
事業計画・予算

計画の部 (概要版)

公益目的事業

指導の部

研修の部

法事 人業

- 委託研修 (①会長・②事例研修 (旧・県民生委員児童委員講座)・③新任・④主任)
- 独自研修 (⑤相談技法)
- 派遣研修
- ①第19回千葉県民生委員児童委員大会
- ②指定民児協助成事業
- ③市町村民児協事務局会議
- ④主任児童委員連絡会
- ⑤PR・ホームページ関連事業
- ⑥広報誌の発行
- ⑦活動記録等記入マニュアルの配付
- ①理事会・評議員会
- ②正副会長会議
- ③慶弔事業 (全国互助事業を含む)
- ④会員名簿の整備

県民児協の事業計画と予算の概要について掲載しています。

県民児協の事業は、大きく公益目的事業と法人事業の2つに分類されています。詳細をご覧になりたい方は、千葉県民児協HPをご参照ください。

1. 公益目的事業(研修の部)

委託研修

① 単位民児協会長研修会 (全1回)

単位民児協会長を対象に、民児協の組織運営等を学びます。

② 事例研修会 (全6回)

中堅委員を対象に、グループワークを通し、実践的な事例検討を行います。

③ 新任民生委員児童委員研修会 (全7回)

一斉改選・欠員補充などにより委嘱された新任委員等を対象に、民生委員制度やその役割、活動等について学びます。

④ 主任児童委員研修会 (全1回)

主任児童委員を対象に、児童を取り巻く環境や、地域の中での活動・役割等について学びます。

平成31年度

研修会等 日程表

日程表

- 委…委託
- 独…独自
- 派…派遣

4月

- 19(金) 新任民生委員児童委員研修会 **委**
(場所) 千葉県社会福祉センター
- 22(月) 指定民児協合同会議 **独**
(場所) 県社会福祉センター

6月

- 28(金) 市町村民児協事務局会議 **独**
(場所) 県社会福祉センター

7月

- 4(木) 関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会 (場所) 川崎市 **派**
- 5(金) 第19回千葉県民生委員児童委員大会 **独**
(場所) 千葉県文化会館
- 18(木) 全国主任児童委員研修会 **派**
(場所) 未定

8月

- 27(火) 民生委員・児童委員のための相談技法研修会 (場所) 新横浜プリンスホテル **派**
- 28(水) 研修会 (場所) 新横浜プリンスホテル **派**

9月

- 2(月) 民生委員・児童委員リーダー研修会 **派**
~
4(水) (場所) 東京近郊

独自研修

- 5 相談技法研修会（全3回）
住民との会話や相談を受ける際に必要となる「傾聴技法」や、相談を受ける「心構え」等について学びます。

派遣研修

全民児連等が主催する研修会に県内委員を派遣しています。
参加方法は、その他研修と同様、本会からの案内に対し、希望のある市町村民児協が申込みをします。
費用については、参加費のみ本会が負担し、宿泊費や旅費等は市町村民児協または地区民児協の負担となります。

- ① 全国民生委員児童委員大会（県内30名）
- ② 関東ブロック民生委員・児童委員活動研究協議会（10名）
- ③ 全国主任児童委員研修会（10名程度）
- ④ 民生委員・児童委員のための相談技法研修会（3名程度）
- ⑤ 民生委員・児童委員リーダー研修会（2名程度）
- ⑥ 全国児童委員研究協議会（5・6名程度）
- ⑦ 全国民生委員指導者研修会（2名以内）

2. 公益目的事業(指導の部)

- 1 第19回千葉県民生委員児童委員大会
3年に1度開催される県大会の実施及びその運営方法等を協議する委員会を開催します。

2 指定民児協助成事業

市町村や地区民児協の組織・活動強化を目的とした助成制度です。毎年度、12月頃に翌年度の助成先を募集しています。

- ア. 助成額……1ヶ年度10万円
- イ. 年度……2ヶ年度
- ウ. 助成の種類

助成は、3種類（①県民児協指定・②県民児協モデル育成・③全国互助事業指定）あり、各2民児協、計6民児協を指定。
イ. 現在の助成先

- （2018・2019）松戸市小金南部地区（同①）
- （2019・2020）新規2地区（同②）
- 新規2地区（同③）

※指定を受けた民児協には、計画する活動に関する研修（無料）を受講していただきます。

3 市町村民児協事務局会議

市町村民児協事務局を対象に、平成31年度の事業計画・県大会の説明等を予定しています。

未定 事例研修会（委）（場所）県内3ヶ所

10月

- 17（木）第88回全国民生委員児童委員大会（派）
- 18（金）（場所）ビッグパレットふくしま他
- 未定 事例研修会（委）（場所）県内3ヶ所

12月

- 12（木）
- 13（金）新任民生委員児童委員研修会（委）
- 19（木）（場所）県内各所
- 20（金）

1月

- 16（木）新任民生委員児童委員研修会（委）
- 17（金）（場所）県内各所
- 未定 主任児童委員研修会（委）
- （場所）千葉市内
- 未定 全国児童委員研究協議会
- （時期）2日間（場所）東京近郊（派）

2月

- 14（金）相談技法研修会（独）
- 21（金）（場所）千葉市内で3回
- 28（金）
- 12（水）全国民生委員指導者研修会（第29回全国民生委員大学）（派）
- 14（金）（場所）神奈川県「ロフォス湘南」
- 未定 単位民児協会長研修会（委）
- （場所）千葉市

4 主任児童委員連絡会（年3回）

主任児童委員の役割の明確化や地域への理解促進を図るための方策について意見交換を行います。

5 PR・ホームページ関連事業

ホームページの内容の充実を図ります。2019年12月頃には、皆さまの地区の活動を掲載している「あなたの街の民生委員活動」の校正を行う予定です。また、住民向けに活用できるリーフレットを配付します。

6 広報誌の発行

定例会に資する広報誌として「ちば民児協だより」を年2回発行します。

7 活動記録等記入マニュアルの配付

一斉改選時の引き継ぎ物品である標記マニュアルについて、市町村に調査の上、不足数を配付します。

3. 法人事業

1 理事会・評議員会(理事会4・評議員会3回)

本会の事業に関する事業計画・報告等について審議・検討します。

承認を受けた事業計画・報告等は、本会HPに掲載します。

平成31年度 県民児協
事業計画・予算

予算の部
(概要版)

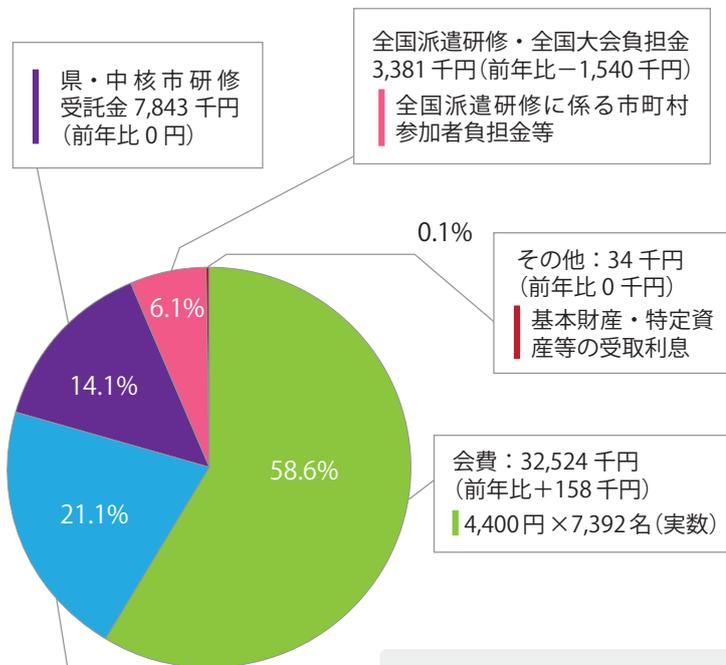
平成31年度の予算概要は、左図「①収入の内訳」・「②支出の内訳」の通りとなります。

収入は、平成30年度と同様、主に皆さまからの会費や県補助金・県共募助成金をはじめ、県・中核市からの研修受託費等をもって構成されています。また、支出は、主に職員の人件費や支払負担金、会議費等で構成されています。なお、左図は、事業費と管理費を含めたものです。

これらの収入及び支出について、より詳細な内容をご覧になりたい方は、本会HPに平成25年度以降の財務諸表等を掲載していますのでご確認ください。

経常収益計：55,478 千円
(前年比-712 千円)

1 収入の内訳
(概要)



本会会費は、会員一人当たり 4,400 円 (実数) を頂戴しています。このうち、本会事業には 3,680 円が充てられています。その他、全民児連には県内実数一人当たり 700 円、関東ブロック研究協議会には一人当たり 20 円を納入しています。この2つの支出は、(左頁)「支払負担金」の一部がそれに該当します。

補助金・助成金：11,696 千円
(前年比 +670 千円)

- 県補助金：6,299 千円
- 全民児連助成金：3,197 千円
- 県共募助成金：2,000 千円

2 事業計画・予算

一斉改選後には、新たな市町村民児協代表者を含め、2020年1月に理事会・評議員会を開催します。

また、理事会及び評議員会の結果概要は、その都度、各市町村民児協事務局へ郵送にてご案内しています。

なお、理事・監事・評議員の構成は、各市町村民児協会長のほか、県健康福祉指導課長、県児童家庭課長、県社協常務理事及び事務局長により構成されています。

2 正副会長会議（年10回程度）

右記①で決定した事業計画をもとに、具体的な実施方法等を検討します。

3 慶弔事業

全社協が実施する「全国互助共励事業」や、本会の「慶弔事業」を実施します。

両事業とも、市町村民児協事務局を通しての申請及び給付となります。

4 会員名簿の整備

全民児連の「活動保険」事業における期中調査や、一斉改選時の異動調査を通して、会員名簿を更新します。

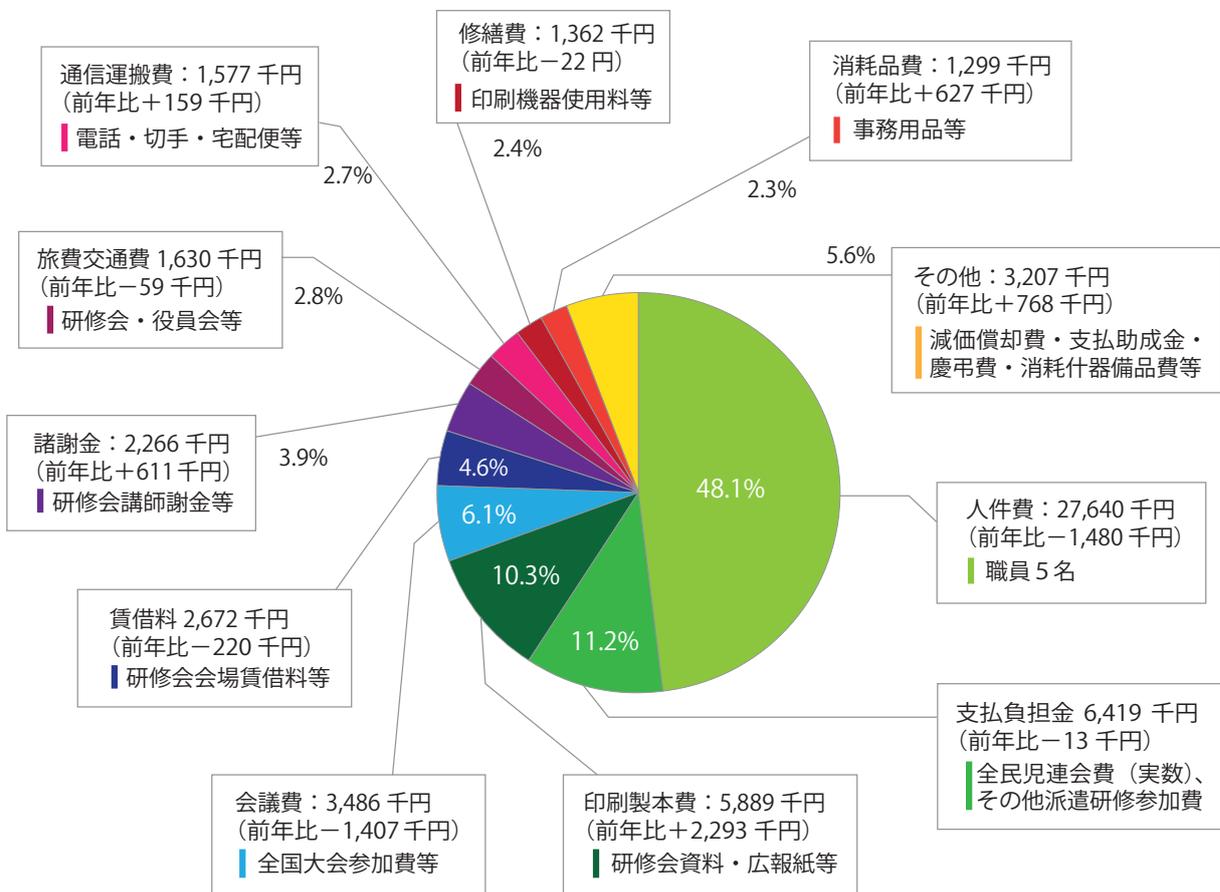
本会の定款を初めとした諸規程は、HPに掲載していますので、そちらをご覧ください。

2 支出の内訳 (概要)

経常費用計：57,447 千円
(前年比+1,157千円)

収支差額-1,969千円の不足分は、特定費用準備資金（特定資産の積立金）を充当します。

平成29年度決算（平成30年3月時点）での特定費用準備資金額は、3,500千円。主に一斉改選年のために積み立てています。



お知らせ

1

平成31年度「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」に向けた 民生委員・児童委員PRグッズについて

5月12日は、「民生委員・児童委員の日」です。
本年5月12日(日)～18日(土)の1週間は、
民生委員活動をPRする「活動強化週間」に設定
されています。

PR活動は、すぐに効果が現れるものではありませんが、継続的なPR活動による認知度の向上が、活動へのやりがいや負担感の軽減にもつながっていきます。平成31年度も、積極的に取り組んでいきましょう。

全民児連では、例年同様、様々なPRグッズを作成しています。この詳細は、「活動強化週間実施要領」のご案内とあわせて、貴市町村民児協事務局あてにご案内させていただきます。

全民児連作成のPRグッズ

- 「平成31年度 活動強化週間実施要領」
- 活動強化週間「活動のしおり」
- ①PRカード(3つ折名刺型)
- ②100周年PRリーフレット(観音開き)
- ③PRチラシ(A4判両面)
- ④PRポスター(B2・B3・A4判の3種)
- ⑤パンフレット(A4判・8頁)
- ⑥PRクリアファイル(A4判)

※上記①～⑥の価格・送料等の詳細は、「民生委員・児童委員PRグッズ注文用紙」をご参照ください。(市町村民児協事務局へメールで案内済)

※②・④・⑥は、民生委員制度創設100周年記念グッズのため、在庫限りで販売終了。

編集後記

本号は、「一斉改選と活動の断捨離[®]」について特集を組みました。

ついこの間、改選があったような感覚ですが、もう9か月後には新たな仲間が加わることになります。

毎年、定例となっている活動に取り組んでみると、なかなか活動の振り返りや、整理する時間がないものです。ひと言に整理するといっても、委員一人ひとりにはいろいろな思いもあることでしょう。

ただ、新任委員を迎え、ともに活動していくためには、きちんと現在の活動を説明できるようにしておく必要があります。ぜひ、本号をきっかけに整理する時間を設けてみてください。

次号は、「一斉改選を考える直前号」をお届けする予定です。

ちば民児協だより編集委員長 三枝 貫治

お知らせ

2

平成30年度 秋の勲章受章者

平成30年11月に、次の方々が勲章の栄に浴されました。(下記順不同)

誠におめでとうございます。

旭日双光章(技能発展功労) 茂原市 古作 俊夫 様
旭日単光章(地方自治功労) 富里市 高谷 正敏 様
瑞宝中綬章(内閣府行政事務功労) 浦安市 池田 実 様
瑞宝単光章(警察功労) 多古町 押田 勝 様
瑞宝単光章(社会福祉功労) 市川市 大場 敏夫 様
瑞宝単光章(同上) 八千代市 本間 香代子 様
瑞宝単光章(同上) 船橋市 矢田部 榮見子 様

発行日：平成31年3月31日

発行人：公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会 会長 大野トシ子

発行所：公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内

電話：043-246-6011 / FAX：043-248-0084 E-mail：home@chiba-minkyō.or.jp

作 成：公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会「ちば民児協だより編集委員会」

作成協力：合同会社 泉恵造研修企画工房

その他：本会会員以外の方が複製・転載等で使用される際は、事前にお申し出ください。本誌の発行には、皆様の善意による共同募金の配分金を一部活用させていただいております。

